

# 多店舗展開する小売業、飲食業等の店舗における管理監督者の具体的な判断要素について

昭和22年9月13日発基第17号・昭和63年3月14日基発第150号において示された管理監督者の「職務内容、責任と権限」「勤務態様」「賃金等の待遇」について、多店舗展開する小売業、飲食業等の店舗の実態を踏まえ、店長等の管理監督者性の判断に当たっての特徴的な要素を具体的に整理

	管理監督者性を否定する重要な要素	管理監督者性を否定する補強要素
職務内容、責任と権限	<ul style="list-style-type: none"> <li>①アルバイト・パート等の採用について責任と権限がない</li> <li>②アルバイト・パート等の解雇について職務内容に含まれず、実質的にも関与せず</li> <li>③部下の人事考課について職務内容に含まれず、実質的にも関与せず</li> <li>④勤務割表の作成、所定時間外労働の命令について責任と権限がない</li> </ul>	
勤務態様	<ul style="list-style-type: none"> <li>①遅刻、早退等により減給の制裁、人事考課での負の評価など不利益な取扱いがされる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①長時間労働を余儀なくされるなど、実際には労働時間に関する裁量がほとんどない</li> <li>②労働時間の規制を受ける部下と同様の勤務態様が労働時間の大半を占める</li> </ul>
賃金等の待遇	<ul style="list-style-type: none"> <li>①時間単価換算した場合にアルバイト・パート等の賃金額に満たない</li> <li>②時間単価換算した場合に最低賃金額に満たない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①役職手当等の優遇措置が割増賃金が支払われないことを考慮すると十分でなく労働者の保護に欠ける</li> <li>②年間の賃金総額が一般労働者と比べ同程度以下である</li> </ul>

他の要素を含め総合的に判断